

目次

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について	3
1. 国の「基本指針」	5
2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系	7
第5章 基本指針に基づく目標値	9
1. 基本指針に基づく「成果目標」	11
2. 「成果目標」に対する目標値	13
第6章 障害福祉サービスの見込量について	19
1. 訪問系サービス	21
2. 日中活動系サービス	23
3. 居住系サービス	26
4. 相談支援	27
5. 発達障がい児者等に対する支援	28
6. 精神障がいに対する支援体制	30
7. 相談支援体制の充実・強化のための取組	33
8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	36
第7章 地域生活支援事業の実施について	39
1. 理解促進研修・啓発事業	42
2. 自発的活動支援事業	42
3. 相談支援事業	43
4. 成年後見制度利用支援事業	44
5. 成年後見制度法人後見支援事業	44
6. 意思疎通支援事業	45
7. 手話奉仕員養成研修事業	45
8. 日常生活用具給付等事業	46
9. 移動支援事業	47
10. 地域活動支援センター事業	47
11. その他の事業	48
第8章 障がい児福祉サービスの見込量について	51
1. 障害児通所支援	53
2. 障害児相談支援	55
第9章 計画の推進のために	57
1. 計画の推進体制	59
2. 計画の評価・検証	59
参考資料	61
1. 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱	63
2. 赤穂市障害者自立支援協議会名簿	65
3. 策定の経緯	66

第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

1. 国の「基本指針」

障害者総合支援法第87条第1項および児童福祉法第33条の19の規定に基づき、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）は、障害福祉サービス等の提供体制および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的としています。

本市の障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、令和5（2023）年に改正された国の基本指針に沿って策定します。

■「基本指針」の主な改正概要（厚生労働省通知：令和5年5月19日）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援等、地域のニーズへの対応
- ・ 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
- ・ 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・ グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・ 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・ 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・ 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・ 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・ 地域におけるインクルージョンの推進
- ・ 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・ 都道府県の医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・ 地方公共団体の医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・ 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

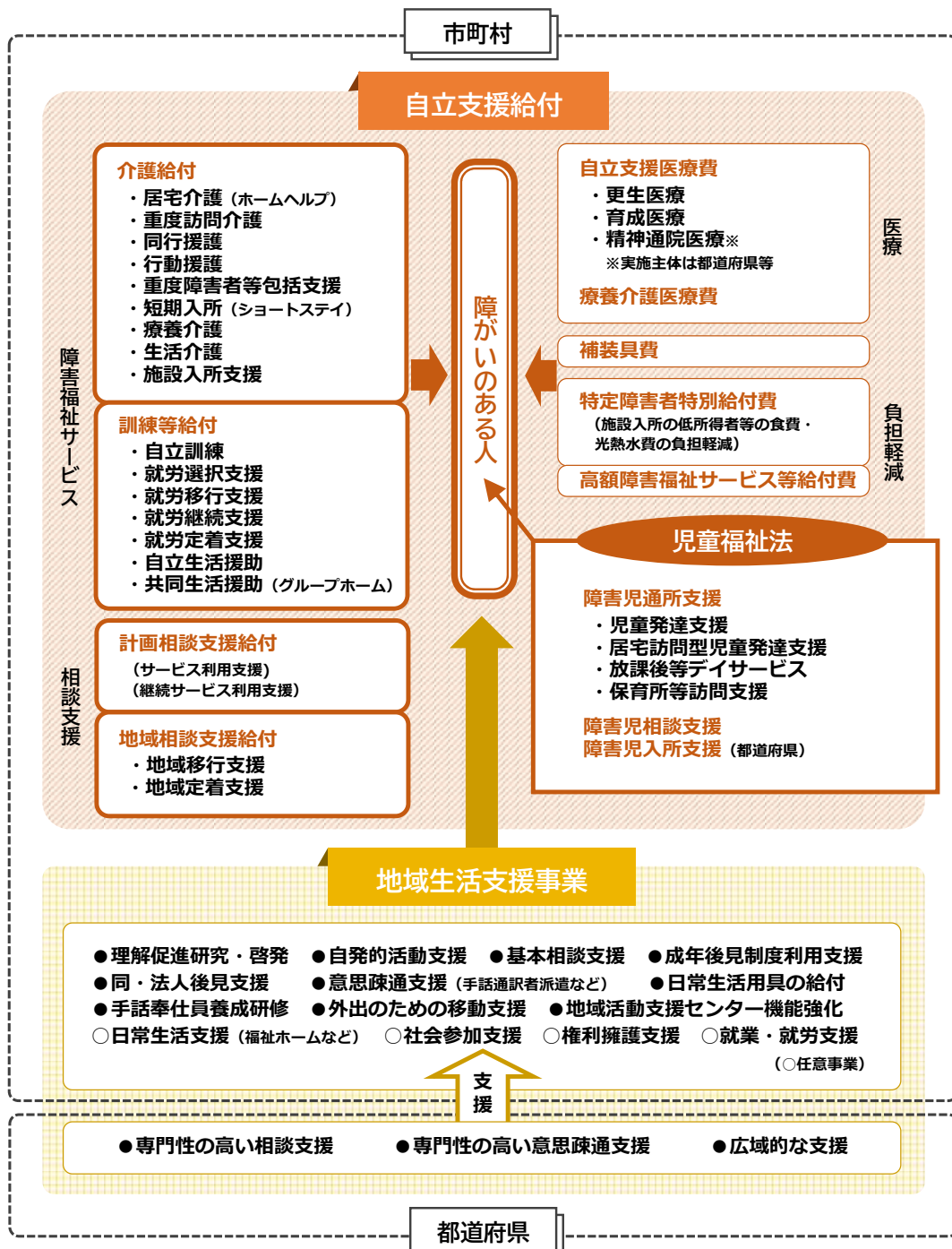
⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

「障害福祉サービス等」は、障がいのある人のそれぞれの障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえて個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。また、「障害福祉サービス」は、介護支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障害福祉サービス等の体系（概念図）



第5章 基本指針に基づく目標値

1. 基本指針に基づく「成果目標」

本計画の策定に際し、国の基本指針に示されている成果目標については、次のとおりです。

■市町村で設定する成果目標

項目	国の基準
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度末時点の施設入所者数を5%以上削減
(2) 地域生活支援の充実	令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討
	令和8(2026)年度末までに、強度行動障がい ¹ を有する者に関して、各市町村または圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和8(2026)年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型おおむね1.29倍以上、就労B型おおむね1.28倍以上)
	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が ² 50%以上の事業所を50%以上
	就労定着支援事業の利用者数は、令和8(2026)年度末の利用者数を令和3(2021)年度末実績の1.41倍以上
	就労定着率については、令和8(2026)年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が ³ 70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上

項 目	国の基準
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和 8 (2026)年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上設置
	令和 8 (2026)年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
	令和 8 (2026)年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保
	令和 8 (2026)年度末までに県、各圏域または各市町村において、医療的ケア児等の支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和 8 (2026)年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和 8 (2026)年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

2. 「成果目標」に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に即して、令和8（2026）年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（1）施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針に即して、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点と比べて5%以上削減する目標値を設定します。

なお、施設には強度行動障がいをもつ者や医療的ケアが必要な者等、専門的支援が必要な者も入所しており、地域移行については、専門的支援の確保を含め、地域生活支援の充実・整備とともに取り組むように努めます。

項目	現状 令和4（2022）年度	目標 令和8（2026）年度
地域生活への移行者数	1人	4人
施設入所者数の削減見込	0人	3人

（2）地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

国の基本指針に即して、基幹相談支援センターやコーディネーターを中心に地域生活支援拠点の機能の充実を図り、効果的な支援体制の構築を進めます。また、年1回以上、支援の実績や運用状況について、検証および検討を実施します。

項目	現状 令和5（2023）年9月	目標 令和8（2026）年度
地域生活支援拠点等の整備	1か所	1か所
コーディネーターの配置人数	1人	2人
運用状況の検証・検討	1回／年	1回／年

② 強度行動障がいをもつ者への支援体制の充実

国の基本指針に即して、強度行動障がいをもつ者に関する支援ニーズを把握するとともに、その支援体制の整備を進めます。

項目	現状 令和5（2023）年9月	目標 令和8（2026）年度
強度行動障がいをもつ者に対する支援体制の整備	未整備	整備

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針に即して、福祉施設から一般就労に移行する者を令和3年(2023)度実績の1.28倍以上(移行支援事業1.31倍以上、就労A型おおむね1.29倍以上、就労B型おおむね1.28倍以上)とする目標値を設定します。

項目		現状 令和3(2021)年度	目標 令和8(2026)年度
一般就労への移行者数	移行支援事業	4人	5人
	就労A型	0人	1人
	就労B型	3人	4人

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合

国の基本指針に即して、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所を50%以上とする目標値を設定します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が50%以上の事業所の割合	0.0% (1か所)	50.0% (1か所)

③ 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針に即して、就労定着支援事業の利用者数を令和3（2021）年度末実績の1.41倍以上とする目標値を設定します。

項目	現状 令和3(2021)年度	目標 令和8(2026)年度
就労定着支援事業の利用者数	0人	3人

④ 就労定着率

国の基本指針に即して、就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上となる就労定着支援事業所の割合を25%以上とする成果目標については、市内に就労定着支援事業所がないことから、開設に向けて民間事業者へ働きかけを行います。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が70%以上の就労定着支援事業所の割合	0.0% (0か所)	0.0% (0か所)

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、国の基本指針に即して、児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置する成果目標については、圏域内にある「児童発達支援センターたんぽぽ」に継続して委託できるよう努めます。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築

国の基本指針に即して、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する成果目標については、関係機関等と連携・協力して、体制を構築できるよう努めます。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	未構築	構築

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針に即して、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標については、市内に主に重症心身障がい児を支援する事業所がないことから、開設に向けて民間事業者へ働きかけを行います。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	0か所	1か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0か所	1か所

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針に即して、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する目標値を設定します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	1か所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人	2人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針に即して、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施するとともに、これらの取組を実施するために必要な協議会の体制を確保します。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
基幹相談支援センターの設置	設置	設置
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保	確保	確保
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組に必要な協議会の体制	実施	実施

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する成果目標については、障害福祉サービス事業所の職員のスキルアップを図るため、各種研修の促進や相談支援専門員による助言・指導を行います。

項目	現状 令和5(2023)年9月	目標 令和8(2026)年度
障害福祉サービス等の質の向上を図る取組の体制	構築	構築

第6章 障害福祉サービスの見込量について

1. 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅生活を支える重要なサービスであり、サービス量を確保していくために、事業者の新規参入を促すとともに、ヘルパー増員のための資格取得に関する情報提供に努めます。

項目	内容
居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
居宅介護	人/月	60	60	60	62	64	65
	時間/月	695	722	722	742	762	772
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	16	15	15	15	15	15
同行援護	人/月	20	20	19	19	19	19
	時間/月	464	518	509	509	509	509
行動援護	人/月	3	3	3	3	3	3
	時間/月	16	20	25	25	25	25
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数
時間/月・・・1か月間の総利用時間

■見込量について

居宅介護については、障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには必要なサービスであり、今後、地域移行を推進していくことを勘案し、サービス量を見込むこととします。

重度訪問介護については、平成29年度から1名のみの利用であることから、今後も、現状維持として、サービス量を見込むこととします。

同行援護・行動援護については、利用が横ばい傾向であることを勘案し、令和5年度実績見込と同数を見込むこととします。

重度障害者等包括支援については、過去5年利用者もいないことから、サービス量は見込まないものとします。

2. 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障がいのある人の日中の居場所や活動の場として、必要なサービスです。特に、就労系の支援サービスは、利用者の就労意欲の向上につながり、短期入所は、介護者の負担軽減につながっています。今後、必要なサービス量を提供できるように、事業者への新規参入を働きかけます。

項目	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事ならびに日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練を行うサービス。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。
就労選択支援	障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
就労継続支援A型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援B型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、就労機会の提供および就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
生活介護	人/月	120	122	122	123	124	125
	人日/月	2,288	2,295	2,331	2,351	2,371	2,391
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	9	19	14	14	14	14
自立訓練 (生活訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
就労選択支援	人/月	—	—	—	0	0	0
就労移行支援	人/月	8	4	2	3	4	5
	人日/月	135	71	37	54	71	87
就労継続支援A型	人/月	60	61	64	65	66	67
	人日/月	1,231	1,212	1,309	1,329	1,349	1,369
就労継続支援B型	人/月	131	137	148	149	151	154
	人日/月	2,085	2,107	2,277	2,337	2,377	2,437
就労定着支援	人/月	2	3	2	3	4	5
療養介護	人/月	10	10	10	10	10	10
短期入所 (福祉型)	人/月	19	23	23	24	25	26
	人日/月	190	226	226	236	246	256
短期入所 (医療型)	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	4	4	4	4	4	4

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

人日/月・・・1か月間の延利用者数

■見込量について

生活介護については、利用が横ばい傾向にあるものの、令和5年度に新たに事業所が開設したことを勘案し、サービス量を見込むこととします。

自立訓練（機能訓練）については、令和3年度から1名のみの利用であることから、今後も、現状維持として、サービス量を見込むこととします。

自立訓練（生活訓練）については、過去5年利用者もいないことから、サービス量は見込まないものとします。

就労選択支援については、令和6年度から始まる障害福祉サービスで、現時点において、

事業所が開設する見込がないことから、サービス量は見込まないものとします。

就労移行支援については、利用が減少傾向にあるものの、福祉施設から一般就労を進めるため、本事業の利用促進を図っていくことを勘案し、サービス量を見込むこととします。

就労継続支援A型については、年々利用が増えている状況や農福連携によって新たな仕事の開拓も期待できることを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

就労継続支援B型については、居場所的な側面をもつサービスでもあることから、年々利用者が増加している状況で、利用ニーズも高いことを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

就労定着支援については、就労移行支援等の利用から一般就労した人に対して、当該事業所が継続的に関わることを重要であると考えられるため、現在の就労移行支援事業所等に開設の働きかけを行うことを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

療養介護については、利用が横ばい傾向にあり、今後も、現状維持として、サービス量を見込むこととします。

短期入所については、福祉型の利用者が増加しており、介護者の日々の介護負担の軽減が図られ利用ニーズも高いことを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

3. 居住系サービス

居住系サービスは、障がいのある人の自立促進や地域生活への移行を進める上で、重要なサービスです。グループホームの利用を通して、精神科病院や入所施設から地域生活へ移行できるよう関係機関と連携を図ります。

項目	内容
自立生活援助	施設入所支援または共同生活援助を受けていた障がいのある人に、居宅における自立した生活を営むため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時必要な情報提供や助言の援助を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいのある人に、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	45	48	48	52	54	56
(うち重度障がい者数)	人/月	—	24	24	25	26	27
施設入所支援	人/月	68	67	69	64	64	64

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

自立生活援助については、市内にサービス提供事業所がなく、現在利用者もいないことから、サービス量は見込まないものとします。

共同生活援助については、利用実績は横ばいの状況にあるが、本サービスに対する希望は多く、また、障がいのある人の自立促進や地域生活への移行を進める上でも本サービスは必要です。令和5年度、新規グループホームが開設したことを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

施設入所支援については、退所する人がいる一方で、新規に入所する人もいるため、利用実績は横ばいの状態です。地域移行を進める中で、令和8年度末に施設入所者数の削減見込を令和4年末時点から3人削減を目標にしていることを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

4. 相談支援

障害福祉サービスの利用者は、今後も増加することが見込まれ、適切なサービス量を提供していくためには、相談支援専門員の増員や相談支援体制の充実が必要です。基幹相談支援センターを中心に相談支援専門委員の人材育成に努めるとともに、新規事業所の開設を働きかけます。

項目	内容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の精神障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画相談支援	人/月	110	113	123	125	127	129
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用するためには計画相談支援が必須であり、障害福祉サービスの利用者は増加傾向であることを勘案し、サービス量を見込むこととします。

地域移行支援については、令和4年度1名の利用があり、地域移行を促進するため、サービス提供事業所と連携し、今後、各年度1名の利用を見込むこととします。

地域定着支援については、市内にサービス提供事業所がなく、利用実績がないことから、サービス量は見込まないものとします。

5. 発達障がい児者等に対する支援

発達障がい者等の早期支援のため、保護者等が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、関係機関とともに支援体制の確保に努めます。

(1) パARENTトレーニングやパARENTプログラム等の支援プログラム等の受講者数および実施者数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
受講者数（保護者）	人/年	19	20	20	20	20	20
実施者数（支援者）	人/年	2	5	5	5	5	5

■見込量について

パARENTトレーニングとは、発達障がい児の子どもを持つ保護者や養育者の方を対象に、子どもへのかかわり方や心理的ストレスの改善等を目指す家族支援のアプローチの一つです。また、パARENTプログラムとは、子どもや自分自身の行動を把握することで見えてくる保護者の認知的な枠組みを修正していくためのプログラムで、発達障がい児に限らず、子育て支援全般に幅広く活用することができます。

発達障がい児者等の早期支援には、発達障がい児者等およびその家族等への支援が必要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、今後も、引き続き令和4年度をベースに受講者数・実施者数を見込むこととします。

(2) パARENTメンターの人数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
パARENTメンターの人数	人/年	5	7	7	7	7	7

■見込量について

ペアレントメンターとは、発達障がいの子どもの育てた保護者が、同じ立場にある保護者等に対し、それまでの育児経験を活かした助言や情報提供を行う支援施策です。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを受講者した方が、同じ立場にある保護者等に対し、育児経験を活かした助言や情報提供を行うことができるよう支援し、今後も、引き続き令和4年度をベースにペアレントメンターの人数を見込むこととします。

(3) ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
ピアサポート活動への参加人数	人/年	0	0	0	0	0	0

■見込量について

ピアサポートとは「仲間同士の支えあい」を意味し、専門家によるサポートとは違い、仲間同士が互いをサポートする仲間力に基づいて行われます。

ピアサポート活動については、これまで活動実績がないことから、見込まないものとします。

6. 精神障がいに対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がい者の方も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物およびギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

項目		内容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者および家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科および精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定および評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定および評価の実施回数を見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

(1) 保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

① 協議の場の開催回数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
協議の場の開催	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議の場を毎年度1回以上開催し、地域社会の実現に向けた協議を進めます。

② 協議の場への関係者の参加者数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
保健関係者	人/年	3	2	2	2	2	2
医療機関	精神科	2	5	2	2	2	2
	精神科以外	0	0	0	0	0	0
福祉関係者	人/年	14	17	17	17	17	17
介護関係者	人/年	1	1	1	1	1	1
当事者および家族等	人/年	0	0	0	0	0	0

■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議には、令和4年度の参加者をベースに各関係機関から参加し、精神障がいのある人が地域で生活していくための課題等について協議します。また、協議内容によって、他の関係機関等にも参加を呼びかけます。

③ 協議の場における目標設定および評価の実施回数

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
目標設定および評価の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムにおける保健・医療・福祉関係者等による協議の場において、毎年度1回以上、目標設定および評価を実施します。

(2) 精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
精神障がい者の地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の共同生活援助	人/月	18	16	16	18	19	20
精神障がい者の自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	人/月	—	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

精神障がい者の地域移行支援については、長期入院患者の退院に向けて、病院および相談支援事業所と連携し、退院後に地域で生活できるよう支援し、各年度1名の利用を見込むこととします。

精神障がい者の地域定着支援、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）については、市内に事業所がないことから、見込まないこととします。

精神障がい者の共同生活援助については、令和5年度、新規グループホームが開設したことや地域移行を進めることを踏まえ、サービス量を見込むこととします。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取組

障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、相談支援体制の充実・強化が必要であるため、基幹相談支援センターを中心とした関係機関との連携強化を図ります。

項目	内容
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込み、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みをそれぞれ設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）および参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数ならびに実施回数（頻度）の見込みを設定します。

（1）基幹相談支援センターの設置

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有

■見込量について

平成29年4月に基幹相談支援センターを開設してから、個別ケース対応、関係機関との連携、自立支援協議会の運営、地域生活支援拠点整備のコーディネート機能等の役割などを担っています。

引き続き、現状の体制を維持しつつ、基幹相談支援センターの機能の充実に努めます。

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	5	5	5	5	5	5
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件/年	5	5	5	5	5	5
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	5	5	5	5	5	5
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回/年	0	0	1	1	1	1
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

基幹相談支援センターを中心に、市内外の相談支援事業所で構成する相談支援部会を開催し、相談員研修や個別ケースの検討等を行い、相談支援体制の強化を図ります。

(3) 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込 令和5 (2023) 年度	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	回/年	0	0	2	2	2	2
事例検討参加事業者・機関数	関係機関数	0	0	8	8	8	8
協議会の専門部会の設置数	部会数	4	4	4	4	4	4
協議会の専門部会の実施回数	回/年	16	11	13	13	13	13

■見込量について

基幹相談支援センターを中心に、各専門部会で協議される課題や事例を、自立支援協議会に提言し、協議を行い地域の課題等の解消および改善に取り組みます。

8. 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上と事業所や関係自治体等との連携強化を目指します。

項目	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数を見込みを設定します。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人/年	3	4	4	4	4	4

■見込量について

県および関係機関等の研修へ積極的に参加し、職員のスキルアップを図ります。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	有	有	有	有	有	有
事業所や関係自治体等と共有の実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1

■見込量について

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所や関係自治体と情報共有を図ることで、過誤のない適正な支払いが行われるように努めます。

第7章 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障がいのある人が基本的人権を享有できる個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、市の実情や利用者の状況等に応じた柔軟な形態により実施することとされています。

ニーズに合わせた事業の実施を検討することとし、各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方および事業の見込みと、その確保のための方策について、次のとおり定めま

■赤穂市が実施する地域生活支援事業

項目	事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業
	自発的活動支援事業
	相談支援事業
	成年後見制度利用支援事業
	成年後見制度法人後見支援事業
	意思疎通支援事業
	手話奉仕員養成研修事業
	日常生活用具給付等事業
	移動支援事業
	地域活動支援センター事業
任意事業	日中一時支援事業
	点字・声の広報等発行事業
	訪問型歩行訓練事業
	訪問入浴サービス事業

必須事業

1. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人とのコミュニケーション（手話、点字等）をはじめ、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、研修や啓発を通じて地域住民等への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量について

障がいや障がいのある人に対する理解促進は、障がいのある人が、地域で生活を送るための重点課題であることから、障がいへの理解を深めるための研修・啓発事業の実施に取り組みます。

2. 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量について

基幹相談支援センターを中心に、団体や地域住民の自発的な活動の側面支援に取り組みます。

3. 相談支援事業

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害者相談支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

■見込量について

障害者相談支援事業は、高い専門性・即応性・継続性が求められることから、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所、関係部署や関係機関と連携を図り、ニーズに合わせた相談支援を行います。

基幹相談支援センターは、総合的な相談業務のほか、理解促進・啓発や自立支援協議会や専門部会の運営、相談支援事業所との連絡調整、地域生活支援拠点等の中心的な役割を担います。引き続き、基幹相談支援センターの充実を図っていきます。

住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センターを中心に必要な支援を行います。

4. 成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
成年後見制度利用支援事業	人/年	2	2	2	2	2	2

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量について

西播磨成年後見支援センターと連携を図りながら、知的障がい、精神障がいのある人の成年後見制度の利用を支援し、本人が希望する自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

令和5年度において利用が2人であることから、令和8年度までの各年度で2人を見込むこととします。

5. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無

■見込量について

成年後見制度法人後見支援事業の実施は、見込まないこととしますが、成年後見制度を実施できる法人への働きかけは行っていきます。

6. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件	128	136	132	133	134	135
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

【単位】件・・・1年間の実利用者数
人・・・1年間の実設置者数

■見込量について

手話通訳者の設置を継続し、障がいのある人の意思疎通の支援や派遣事業のコーディネート等を行います。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業は、令和4年度まで増加傾向でありましたが、令和5年度以降は横ばい傾向に転じるものとして見込むこととします。

7. 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話での日常会話に必要な手話の語彙および手話表現技術を習得した者を養成することを目的とした事業です。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話奉仕員養成研修事業	研修 終了者数	8	10	15	15	15	15

■見込量について

手話奉仕員養成研修事業は、専門性の高い意思疎通支援を行う人の養成を目的として、毎年度10人程度の希望者を対象に手話研修を行っており、令和5年度をベースに同水準で見込むこととし、手話通訳者の養成に努めます。

8. 日常生活用具給付等事業

障がいのある人について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
日常生活用具給付等事業	件/年	1,011	1,000	1,007	1,013	1,013	1,013
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	4	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	4	6	5	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	4	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	995	983	989	995	995	995
居宅生活動作補助用具	件/年	0	2	1	1	1	1

■見込量について

これまでの利用実績が横ばい傾向にあることから、令和6年度以降 1,013 件を見込むこととします。

9. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
移動支援事業	人/年	25	24	24	24	24	24
	時間/年	1,541	1,605	1,610	1,610	1,610	1,610

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数
時間/年・・・1年間の延利用時間

■見込量について

移動支援事業の利用は、横ばい傾向にあるため、令和6年度以降1,610時間、24人の利用を見込むこととします。

10. 地域活動支援センター事業

障がいのある人が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動および相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
地域活動支援センター事業	赤穂市	か所	2	2	2	2	2
		人/年	127	77	102	105	108
	他市町	か所	2	1	1	1	1
		人/年	7	6	7	7	7

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量について

地域活動支援センターの利用実績は、年度によって増減はありますが、令和5年度実績見込程度を見込むこととし、引き続き地域活動支援センターの活動実績に基づき運営費の補助を行い、障がいのある人の社会参加の促進および地域生活の支援を行います。

任意事業

11. その他の事業

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
日中一時支援事業	人/年	19	15	22	22	22	22
	回/年	948	655	700	700	700	700

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数
回/年・・・1年間の延利用回数

■見込量について

日中一時支援事業の利用は減少傾向にあるが、障がいのある人の日中における活動の場を確保するため、令和6年度以降22人の利用を見込むこととします。

(2) 点字・声の広報等発行事業

赤穂市社会福祉協議会に委託し、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳等、わかりやすい方法により、市広報等の情報を定期的または必要に応じて提供します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 訪問型歩行訓練事業

視覚障がいのある人に対して歩行訓練士を派遣し、日常生活圏等において個々の生活に応じた歩行訓練を実施します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
訪問型歩行訓練事業	人/年	0	0	0	0	0	0

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量について

訪問型歩行訓練については、平成30年度以降利用がないことから、見込まないこととします。

(4) 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度身体障がいのある人に対し、居宅の訪問による入浴サービスを提供します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
訪問入浴サービス事業	人/年	1	1	1	1	1	1

【単位】人/年・・・1年間の実利用者数

■見込量について

訪問入浴サービスは、平成30年度以降1人の利用が続いており、令和6年度以降も各年度1人の利用を見込むこととします。

第8章 障がい児福祉サービスの見込量について

第3期赤穂市障がい児福祉計画に基づく見込量

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障害児通所支援および障害児相談支援を実施しています。障害児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込量を設定します。

1. 障害児通所支援

児童発達支援および放課後等デイサービスは、利用ニーズが高く、これらのサービス提供体制の確保が求められています。新規事業所の開設を働きかけるとともに、保育・教育等の関係機関と連携し、支援が必要な子どもたちが、地域において健やかに成長できるよう努めます。

項目	内容
児童発達支援	就学前の子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。
放課後等デイサービス	主に小・中・高・特別支援学校に就学する障がい児に、放課後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設において、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	人/月	109	102	106	110	110	110
	人日/月	600	531	566	600	600	600
放課後等デイサービス	人/月	102	105	108	115	115	115
	人日/月	967	939	1,011	1,100	1,100	1,100
保育所等訪問支援	人/月	2	1	1	1	1	1
	人日/月	3	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

人日/月・・・1か月間の延利用者数

■見込量について

児童発達支援については、近年横ばい傾向にありますが、早期支援が重要視されていることや、本サービスの利用ニーズが高いことから、令和6年度以降110人のサービス利用を見込むこととします。

放課後等デイサービスについては、年々増加している状況であり、本サービスも利用ニーズが高いため、令和6年度以降110人のサービス利用を見込むこととします。

保育所等訪問支援については、近年横ばい傾向にあり、令和8年度までの各年度で1人を見込むこととします。

居宅訪問型児童発達支援については、平成30年4月から開始されたサービスで、利用はない状況であることから、サービス量は見込まないものとします。

2. 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援の利用に比例して増加しています。現在、市内に3事業所開設していますが、相談支援専門員の増員を促すとともに、新規事業所の開設を働きかけます。

また、医療的ケア児が必要な支援を受けることができるよう、保健センターにコーディネーターを配置し、保健、医療、福祉その他の関係機関との連絡調整に努めます。

項目	内容
障害児相談支援	障がい児の福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児等のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込量

項目	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害児相談支援	人/月	59	48	75	80	80	80
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人/年	0	1	2	2	2	2

【単位】人/月・・・1か月間の実利用者数

■見込量について

障害児相談支援については、障害児通所支援の利用に比例して増加傾向であることを勘案し、サービス量を見込むこととします。

医療的ケア児が地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制を整備する必要があり、令和5年度末に保健センターに医療的ケア児等コーディネーターを1名配置し、令和6年度以降圏域に1名、市1名の体制を維持します。

第9章 計画の推進のために

1. 計画の推進体制

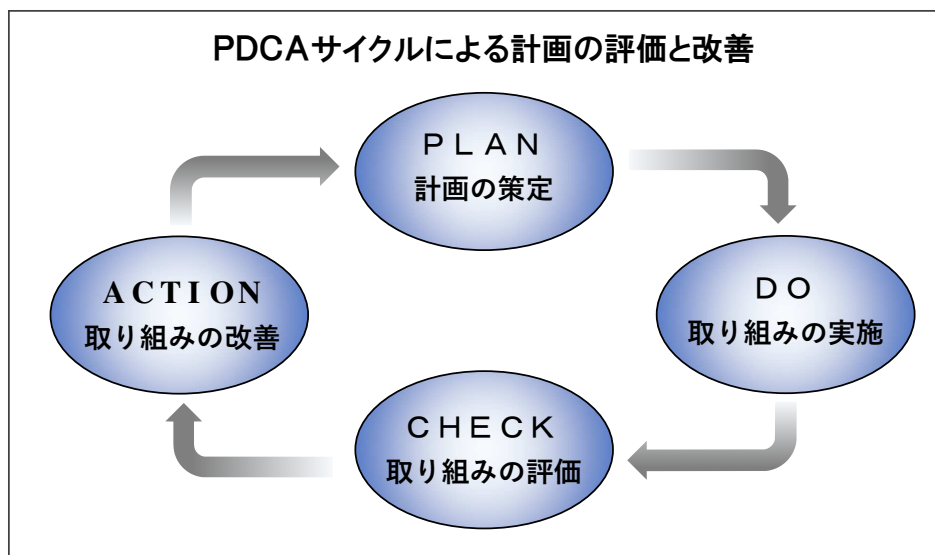
障がいのある人についての理解や社会的関心を高めていくとともに、障がいのある人が社会で活動でき、個性が活かされる環境づくりが必要です。そのため、地域社会、学校、各種団体、サービス事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、お互いに連携・協力して計画の推進を図ります。

また、障がいのある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

2. 計画の評価・検証

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況および成果を点検・評価したうえで(Check)、取組の改善・見直しを行う(Action)、PDCAサイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況および成果に関する点検・評価については担当課が関係部署と連携して行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、赤穂市障害者自立支援協議会に意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



参考資料

1. 赤穂市障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）をはじめとする赤穂市の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として赤穂市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障がい者施策全般にわたる関係機関相互の連携と課題解決に関すること
- (2) 赤穂市障がい福祉計画等の進捗状況について、点検及び評価すること
- (3) 処遇困難ケースの検討に関すること
- (4) 相談支援事業者の中立及び公平性の確保に関すること
- (5) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること
- (6) 関係機関の職員等に対する研修に関すること
- (7) その他市長が必要と認めること

(組織)

第3条 協議会の委員は20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体に属する者
- (2) 障がい者関係団体に属する者
- (3) 教育・雇用関係機関に属する者
- (4) 公募により選出された者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 委員が、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

3 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる場合で、協議会において公開しないと決めたときはこの限りでない。

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(専門部会等)

第8条 市長は、第2条各号に規定する事務のうち特定事項を協議するため必要があると認めるときは、協議会に専門部会又は分科会（以下「専門部会等」という。）を置くことができる。

2 専門部会等の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課がこれを行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

2 要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する

2. 赤穂市障害者自立支援協議会名簿

(敬称略・順不同)

選 出 区 分		委 員 氏 名	備 考
福祉関係 団体	赤穂市社会福祉協議会	児嶋佳文	理事長
	社会福祉法人みのり	溝端善子	施設長
	社会福祉法人愛心福祉会	中川裕美子	園長
	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 赤穂精華園	志水 満	園長
障がい者 関係団体	赤穂市身体障害者福祉協会	木村佳史	会長
	赤穂市手をつなぐ育成会	岡本知佐子	会長
教育・雇用 関係機関	兵庫県立赤穂特別支援学校	關 史秋	校長
	赤穂市教育委員会	田中豊史	学校教育課長
	西播磨障害者就業・生活支援センター	岸本 敏	センター長
	龍野公共職業安定所赤穂出張所	増田智香	出張所長
	赤穂商工会議所	小田正勝	専務理事
公募	公募委員	前田智子	
	公募委員	名和圭子	
市長が必要 と認める者	兵庫県西播磨県民局赤穂健康福祉事務所	藤田伸輔	所長
	医療法人千水会	深井光浩	赤穂仁泉病院長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

【オブザーバー】

西播磨圏域コーディネーター	濱本さとみ
---------------	-------

3. 策定の経緯

年月日		内容
令和4年 (2022)	7月29日	第1回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①赤穂市障がい者福祉長期計画の策定について ②計画策定スケジュールについて
	10月14日	第2回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①アンケート調査票の作成について ②アンケート調査実施時期について
	11月17日 ～ 12月1日	アンケート調査の実施 【調査の種類】①18歳以上の障がい者およびその家族等 ②18歳未満の障がい者およびその家族等 ③障害福祉サービス事業所 【調査対象者】障がい者手帳、自立支援医療（精神通院医療）、 障害福祉サービス等の受給者証を所持している人 【抽出方法】①②無作為抽出、③市内の障害福祉サービス事業所 【調査方法】郵送による調査票の配布・回収 【配布数】①1,400票、②250票、③30票 【回収数】①830票、②109票、③30票 【回収率】①59.3%、②43.6%、③100%
令和5年 (2023)	3月22日	第3回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①アンケート調査結果について ②計画骨子（基本理念、基本目標、施策の体系、重点課題）について
	8月4日	第4回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①赤穂市障がい者福祉プラン（素案）について ②計画策定スケジュールについて
	9月29日	第5回赤穂市障害者自立支援協議会開催 ①赤穂市障がい者福祉プラン（素案）について ②赤穂市障がい福祉計画・赤穂市障がい児計画（素案）について

赤穂市障がい者福祉長期計画

発行・編集：赤穂市健康福祉部社会福祉課
〒678-0292 兵庫県赤穂市加里屋 81 番地
電話：0791-43-6833 FAX：0791-45-3396
メール：shougai@city.ako.lg.jp
URL：<http://www.city.ako.lg.jp/>

発行年月：令和 6 (2024) 年 3 月
